

一 取初ノ十八名ノ解雇ヲ認ムルコト  
 二 是到整理實施迄解雇者ヲ作業ニ従事セシムルコト  
 三 手当ハ一人ニツキ規定外ニ八百円支給スルコト  
 四 罷業中ノ日給金額ヲ支給スルコト  
 五 幸儀費用トシテ金一千円ヲ支出スルコト  
 ノ立項ヲ示シシムル工場主ノ態度強硬ナルニ鑑ミ時機ヲ  
 失スルヲ懼ル、又ノ、如ク大休ニ於テ調停者ニ一任ノ意ヲ  
 漏シタルカ工場主ノ態度強硬ナル為調停者ニ放テス  
 目下極力斡旋中ニ在リ  
 右 及 申一通一報候也

(別記)

要亦書

- 一 解雇者ヲ急條件優待ノコト
  - 一 手当ノ日給金額ヲ支給ノコト
  - 一 幸儀中ノ費用金一千二百円ヲ負担ノコト
- 右要亦ス

昭和二年二月二十日

関東合同労働組合中野支部

津山敬吉 敬